⑺　本工事は､｢企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付けると共に、配置予定技術者に対するヒアリング審査を行い、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（加算方式（試行））を実施する工事である。なお参加業者が多数の場合は、申請書に対する評価点により段階選抜を行い、入札参加指名を行う場合がある、段階選抜型（試行）工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け　17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し､｢一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,125点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成21年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑹　平成10年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

・主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の校舎又は研究施設にかかる新営工事で、地上４階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の工事。

⑺　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に、上記⑹に掲げる同種工事の経験を有するものであること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価及び段階選抜に関する事項

⑴　段階選抜及び選抜指名者に対する審査

入札参加申請者が多数の場合は、入札参加申請時に提出された下記①ア、イ及び②ウに係る資料に対し評価を行い、当該評価の上位の者を選抜し入札参加を指名（概ね５者程度）する場合がある。指名者には施工計画の提出及び「配置予定技術者に対するヒアリング審査」への参加を依頼する。

①　企業の技術力

ア　企業の施工能力

・同種工事の施工実績

・工事成績　※

イ　配置予定技術者の能力

・同種工事の施工経験

・工事成績　※

②　企業の信頼性・社会性

ウ　品質マネジメント及び環境マネジメント

・ＩＳＯ9000・ＩＳＯ14000シリーズの取組状況

※　参加者が外国企業である場合は、別途個別協議のうえ工事成績に係る評価得点を判定する。下記４⑴に問い合わせること。

⑵　総合評価に係る落札者の決定方法

①　入札参加者は､｢価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次のア及びイの要件に該当する者のうち、⑶④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　施工計画が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価に係る評価値及び評価点の算出方法

①　評価方法　評価方法については、加算方式（試行）を適用する。加算方式（試行）とは、応札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、施工計画等の各評価項目の合計である「技術評価点」を合算した「評価値」を算出し､｢評価値」が最も高い者を落札者とする方式である。

②　価格評価点　価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に、100点を乗じて得た値とする。

・価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点　各評価項目に対する点数の算出方法は、下記⑷ア及びイの評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。次順位以降の応札者には、最高の得点に対するそれぞれ得られた得点の割合に応じて技術評価点の配点を行う。

④　評価値　評価値は、前述された価格評価点と技術評価点の和とする。

⑤　下記⑷において「不適切／欠格」の評価を受けた入札参加希望者については入札の参加は認められない。

⑷　総合評価に係る評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の技術力

ア　施工計画

・施工上配慮すべき事項

イ　配置予定技術者に対するヒアリング審査

⑸　受注者の責により、採用された｢施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷五丁目24番５号　国立大学法人東京大学本部施設企画課予算・契約チーム　電話03―5841―2209

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所　平成25年10月28日から平成25年11月７日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。

（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac01/b07_07_03_j.html）

⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　平成25年10月28日から平成25年11月７日まで（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10時から12時及び13時から17時まで）、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便、平成25年11月７日必着に限る。）すること。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　入札説明書による。